

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分		課 税 標 準 数 量	税 額
紙 巻 た ば こ パ イ プ た ば こ 葉 巻 た ば こ 刻 み た ば こ 加 熱 式 た ば こ か み 用 の 製 造 た ば こ か ぎ 用 の 製 造 た ば こ		千本 816,203	千円 6,221,096
		-	-
		5,387	41,061
		-	-
		73,960	563,723
		-	-
		-	-
計		895,550	6,825,880
手 持 品 課 税 額			-
合 計 税 額			6,825,880
控 除 税 額			46,170
差 引 税 額			6,779,710
加 算 税	過 少 申 告		X
	無 申 告		X
	重		X
課 税 人 員			人 13
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税
事績である。

(2) 製造場数

区 分		場 数
製 造 場		場 -
	製造たばこ製造場	-
	原 料 事 務 所	1
そ の 他		-
法 定 製 造 場		11
合 計		12

調査時点： 令和7年3月31日

10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		kl	千円
移 出 数 量		680,283	
エタノール相当数量		10,410	
欠減控除数量		9,043	
場内消費数量		0	
用途外使用等数量		-	
課 税 標 準		660,829	30,926,817
控 除 税 額			-
差 引 計			30,926,815
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			30,926,815
課 税 人 員			人 41
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			4,263,535

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。
(注) 課税標準の内訳（移出数量、エタノール相当数量、欠減控除数量、場内消費数量及び用途外使用等数量）は、申告（処理を含まない。）による課税実績であるため、課税標準とその内訳から計算した値は一致しない場合がある。

(2) 関係場数

区 分		場 数
製 造 場	製 油 所	-
	天 然 揮 発 油 製 造 場	-
	廃 油 再 生 工 場	-
	そ の 他	1
石 油 化 学 工 場	ガ ス 工 場	-
	特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	-
	そ の 他	-
未 納 税 蔵 置 場		6
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場		1
免 税 揮 発 油 使 用 場	航 空 用	3
	ゴ ム 用	-
	塗 料 用	-
	印 刷 用 イ ン キ 用	-
	接 着 剤 用	-
	洗 淨 用 又 は 離 型 用	-
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場		4
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗		5
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所		1
合 計		21

調査時点：令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 数	出 量 kl	エタノール 相当数量 kl	欠減控除 数 量 kl	場内消費 数 量 kl	用途外使用 等 数 量 kl	課税標準		控除税額 千円	差 引 計 千円
							数 量 kl	税 額 千円		
令 和 2 年 度		641,010	10,537	8,511	0	-	621,962	29,109,182	-	29,109,180
令 和 3 年 度		640,432	10,435	8,505	0	-	621,493	29,085,860	-	29,085,858
令 和 4 年 度		668,758	13,337	8,848	-	-	646,573	30,259,594	-	30,259,592
令 和 5 年 度		671,971	10,077	8,936	-	-	652,940	30,557,591	-	30,557,589
令 和 6 年 度		680,283	10,410	9,043	0	-	660,829	30,926,817	-	30,926,815

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
積 込 数 量 及 び 税 額		kL 312,806	千円 2,246,807
うち 軽減 税率	沖 縄 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減	279,123	1,814,298
	特 定 離 島 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減	1,655	16,135
控 除 税 額			1,275,499
うち 軽減 税率	沖 縄 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減		990,217
	特 定 離 島 路 線 航 空 機 に 係 る 軽 減		10,539
差 引 計			971,305
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			971,305
課 税 人 員			人 65
還 付 金 額			千円 -

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分		納 税 地 数
特 例 承 認 に 係 る も の		場 9
そ の 他	定 期 運 送 事 業 者 に 係 る も の	-
	そ の 他 の も の	18
合 計		27

調査時点： 令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	数 量	税 額
	kL	千円
令 和 2 年 度	195,084	1,779,227
令 和 3 年 度	194,510	953,747
令 和 4 年 度	232,625	1,489,991
令 和 5 年 度	311,610	2,203,852
令 和 6 年 度	312,806	2,246,807

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分		重 量	税 額
移 出 重 量		t	千円
		12,322	215,627
控 除 税 額			-
差 引 計			215,606
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計		12,322	215,606
課 税 人 員			人 433
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分		場 数
営 業 用 ス タ ン ド		場 29
		20
自 家 用 ス タ ン ド		-
着 脱 式 容 器 充 て ん 場		-
そ の 他		-
合 計		49
免 税 課 税 石 油 ガ ス 使 用 場	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点：令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税 額
	t	千円
令 和 2 年 度	13,282	232,438
令 和 3 年 度	11,843	207,250
令 和 4 年 度	13,164	230,372
令 和 5 年 度	12,785	223,733
令 和 6 年 度	12,322	215,627

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		KL	千円
原	油	-	-
石	油 製 品	-	-
ガ	ス 状 炭 化 水 素	t 3	5
石	炭	-	-
計			5
控 除 税 額			-
差 引 計			4
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			4
課 税 人 員			人 12
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税
事績である。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガス状炭化水素	石 炭
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	場 -	場 -	場 -
そ の 他 の 納 税 地	1	-	2
未 納 税 蔵 置 場	-	-	-
自 家 用 採 取 場 所	-	2	-
合 計	1	2	2

調査時点： 令和7年3月31日

14 印紙税

(1) 課税状況

区 分		税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (第9条関係)		千円 -	人 -
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)		20,315	36
書式表示による申告・納付 (第11条関係)		345,189	1,201
預貯金通帳等の申告・納付 (第12条関係)		312,444	3
計		677,948	1,240
充 当 税 額		1,265	
差 引 計		676,683	
加 算 税	過 少 申 告	-	
	無 申 告	11,704	
	重	-	
過 怠 税		4,121	件 101
還 付 金 額		5,765	
印紙税納付計器	設 置 者 数		人 36
	設 置 台 数		台 37

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の現金納付による課税実績である。

(注) 印紙税は、原則として契約書や領収書などに相当額の印紙を貼付することによって納付する仕組みであるが、印紙の貼付に代えて印紙税を納付する特例が認められている。

「税印押なつ (第9条関係)」とは、課税文書に課されるべき印紙税額を税印が押される時までに金銭で国に納付した上で、特定の税務署長に対して、課税文書に税印を押なつすることを請求することで納付する方法である。

「書式表示による申告・納付 (第11条関係)」とは、税務署長の承認を受けて、特定の課税文書に一定の書式を表示した上で、その作成数量に基づき申告・納税する方法である。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税 額				合 計	納 税 人 員
	税 印 押 な つ	印 紙 税 の 納 付 用 計 器 によるもの	書 式 表 示 に よ る 申 告 ・ 納 付	預 貯 金 通 帳 等 の 申 告 ・ 納 付		
	千円	千円	千円	千円	千円	人
令 和 2 年 度	-	60,260	164,022	594,792	819,075	984
令 和 3 年 度	-	68,490	153,254	589,682	811,426	954
令 和 4 年 度	-	13,330	391,389	319,702	724,420	1,043
令 和 5 年 度	-	17,420	354,444	316,544	688,408	1,211
令 和 6 年 度	-	20,315	345,189	312,444	677,948	1,240

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		千kWh	千円
令和 2 年 度		7,737,754	2,901,658
令和 3 年 度		7,778,352	2,916,881
令和 4 年 度		7,955,449	2,983,293
令和 5 年 度		7,703,519	2,888,819
令和 6 年 度		8,196,932	3,073,849
販売電気の 電 力 量	従量料金制の供給販売電気	8,153,802	
	定額料金制の供給販売電気	25,459	
	計量自家使用販売電気	12,616	
	推計自家使用販売電気	5,055	
計		8,196,932	3,073,849
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			3,073,849
課 税 人 員		人 12	

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 課税人員

区 分	人 員
一 般 送 配 電 事 業 者 等	人 1

調査時点：令和7年3月31日

16 国際観光旅客税

(1) 課税状況

区 分		人 員	税 額
		千人	千円
令和2年度		19	19,035
令和3年度		X	X
令和4年度		18	18,491
令和5年度		387	387,342
令和6年度		779	778,983
加 算 税	不 納 付		—
	重		—
合 計			778,983
還 付 金 額			—

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの本邦からの出国に係る人員及び税額について、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの納付実績及び令和6年4月1日から令和7年3月31日までに税務署長が行った処理事績に基づいて作成した。

(2) 特別徴収義務者数

区 分	人 員
特 別 徴 収 義 務 者	人 3

調査時点：令和7年3月31日

用語の説明： 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」を提出した事業者を示したものである。